旧(令和6年6月24日付土技第386号)	新(令和7年2月13日付土技第1369号)	備考
2. 対象工事	2. 対象工事	
沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した	沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した	<ul><li>・文言および通知日等の修</li></ul>
土木工事は、 <mark>議会の議決に付すべき工事を除き、</mark> 原則すべての工	土木工事は、原則すべての工事を対象に、月単位の週休2日工事	正
事を対象に、月単位の週休2日工事(発注者指定方式) <del>により発</del>	(発注者指定方式)とするが、現場条件等からこれにより難い場	
<del>注することを原則</del> とするが、現場条件等からこれにより難い場合	合は、月単位の週休2日工事(受注者希望方式)で発注すること	
は、月単位の週休2日工事(受注者希望方式)で発注することが	ができる。	
できる。	なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式又は受注者希	
なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式又は受注者希	望方式に係わらず、通期の週休2日工事が前提となる。	
望方式に係わらず、通期の週休2日工事 <del>(発注者指定方式)</del> が前	社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困	
提となる。	難な工事については、「土木工事における週休2日交替制モデル工	
社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困	事の実施要領(試行)の改定について(通知)」(令和7年2月13	
難な工事については、「土木工事における週休2日交替制モデル工	日付け土技第 1371 号)に基づき、技能者及び技能労働者が交替し	
事の実施要領(試行)の改定について(通知)」(令和6年6月24	ながら休日確保の取組を推進するものとする。	
日付け土技第387号)に基づき、技能者及び技能労働者が交替し		
ながら休日確保の取組を推進するものとする。		
5. 積算方法	5. 積算方法	
(2) 補正方法	(2) 補正方法	・国通知文との整合化
①発注者指定方式	①発注者指定方式	
(略)	(略)	
なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休 <del>以上</del>	なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満	
に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するもの	たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとす	
とする。通期の4週8休 <mark>以上</mark> に満たないものについては、通期	る。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2	
の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。	日の補正係数も除した変更を行うものとする。	
	また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休	

旧(令和6年6月24日付土技第386号)	新(令和7年2月13日付土技第1369号)	備考
	2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単	
	位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られな	
	かった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づ	
	く点数を減ずる措置を行うものとする。	
②受注者希望方式	②受注者希望方式	
(略)	(略)	
なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休 <del>以上</del>	なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満	
に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組	たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むこ	
むことについて協議が整わなかったもの(受注者が月単位の週	とについて協議が整わなかったもの(受注者が月単位の週休2	
休2日の取組を希望しないものを含む。) は、通期の週休2日	日の取組を希望しないものを含む。) は、通期の週休2日の補	
の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休 <del>以上</del> に満た	正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないもの	
ないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更	については、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うも	
を行うものとする。	のとする。	
	また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提とし	
	ていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む	
	姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績	
	評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、	
	月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。	
8. 工事成績評定	8. 工事成績評定	
(1)他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実	(1)他の模範となるような <mark>完全週休2日(土日)を達成</mark> した場合	・文言の修正等
<mark>施</mark> した場合	評価方法:下記項目にて評価する。また、(2)および(3)の各	
評価対象:月単位の週休2日達成自体を評価するのではなく、完	項目においても評価する。	
全週休2日(土日)や、他の模範となるような完全週		
休2日達成に向けた受注企業の取組(社員教育や情報		

旧(令和6年6月24日付 土技第386号)	新(令和7年2月13日付 土技第1369号)	備考
共有方法等)を実施した場合に評価する。		
評価方法: <del>創意工夫に係る評価は、</del> 下記-2-項目- <del>(①、②)で最大</del>		
<del>2点とし、取組や実施状況の内容に応じて</del> 評価する。		
①現場監督員	①現場監督員	<ul><li>・文言の修正及び評価項</li></ul>
-5. 創意工夫	-5. 創意工夫	目の見直し
- I . 創意工夫	- I . 創意工夫	
- ☑ <mark>その他(理由</mark> :完全週休2日(土日)を達成。)	-【働き方改革】- ☑他の模範となるような完全週休2日(土日)	
②現場監督員	を達成。	
<del>5. 創意工夫</del>		
I. 創意工夫 - ☑その他(理由:完全週休2日達成のため、		
若手や女性技術者の登用など、担い手の確保		
に向けた企業での取組が図られている。)		
(2) 月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日を達成した場合	(2)月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日を達成した場合	・文言の修正
評価方法:下記項目にて評価する。	評価方法:下記項目にて評価する。また、(3)の各項目において	
	も評価する。	
①現場監督員	①現場監督員	
- 2. 施工状況	- 2. 施工状況	
- Ⅱ. 工程管理 - ☑その他(月単位の週休2日かつ現場一斉閉	- II. 工程管理 - ☑その他( <mark>理由</mark> :月単位の週休2日かつ現場	
所日の達成。)	一斉閉所日の達成。)	
②主任監督員	②主任監督員	
- 2. 施工状況	- 2. 施工状況	
- Ⅱ. 工程管理 - ☑その他(月単位の週休2日かつ現場一斉閉	- II. 工程管理 - ☑その他( <mark>理由</mark> :月単位の週休2日かつ現場	
所日の達成。)	一斉閉所日の達成。)	

旧(令和6年6月24日付 土技第386号)	新(令和7年2月13日付 土技第1369号)	備考
(4) 発注者指定型の場合で、月単位の週休2日を達成できなかっ	削除	・「5.積算方法」にて
<del>た場合</del>		説明
(5)受注者希望型の場合で、通期の週休2日を達成できなかった	削除	
<del>場合</del>		
9. 週休2日実施証明書	削除	・総合評価の見直しに伴
		う削除
10. 入札公告記載例	9. 入札公告記載例	・番号の繰上げ
11. 特記仕様書記載例	10. 特記仕様書記載例	・番号の繰上げ
第○条 発注者指定方式	第〇条 発注者指定方式	・文言の修正
(略)	(略)	
週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意夫及	週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意夫及	
び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点	び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には	
を行う。	減点を行う。	
第○条 受注者希望方式	第〇条 受注者希望方式	
(略)	(略)	
週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意夫及	週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意夫及	
び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点	び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には	
を行う。	減点を行う。	
12. 留意事項	11. 留意事項	・番号の繰上げ

旧(令和6年6月24日付土技第386号)	新(令和7年2月13日付土技第1369号)	備考
附則	附則	
1. 本要領は令和6年7月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事	1. 本要領は令和7年4月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事	・通知日等の修正
から適用する。	から適用する。	
2.「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について	2.「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について	
(通知)」(令和5年1月25日付け土技第1329号(以下「旧通	(通知)」(令和 6年6月 24日付け土技第 386号(以下「旧通知」	
知」という。)) は廃止する。ただし、令和6年6月30日まで	という。)) は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに予算	
に予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。	執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。	
3. 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に	削除	• 適用外
関する補正係数 (別紙3) については、令和6年6月30日ま		
でに予算執行伺いを決裁した工事に適用する。		
4. 週休2日実施証明書(様式1) については、令和6年7月1日	削除	• 適用外
以降に完成した工事から発行する。		